

各就労継続支援B型事業所長 殿

茨城県福祉部障害福祉課長

「工賃向上計画」の作成について（依頼）

日頃より、本県の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、別添厚生労働省通知「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」（令和3年3月10日付け障発0310第5号 以下「国指針」）のとおり、就労継続支援B型事業所については、原則として計画を作成することとされております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、別添資料を参照のうえ「工賃向上計画」を作成し、6月16日（金）までに下記当課企画担当あてメールもしくはFAXで提出をお願い致します。

なお、本依頼文は令和4年度以降に開設した事業所、工賃向上計画が未提出の事業所を対象としております。

記

<添付資料>

- 1 「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」（令和3年3月10日付け障発0310第5号）
・・・計画を作成する際、特に「3 各事業所における取組」を参考にしてください。
- 2 「茨城県工賃向上計画（令和3～5年度）」
- 3 「工賃向上計画」作成様式（Excel様式）・・・この様式で計画を作成し提出してください。
（シート）01 概要 02 目標 03 作業① 作業② 作業③ 04 新規作業 05 年次計画
- 4 「工賃向上計画」記載例（Excel様式）・・・シートの種類は添付資料3と同様です。
- 5 事業所における「工賃向上計画」作成に係る留意事項

【提出先・問い合わせ先】

茨城県福祉部障害福祉課 企画担当 板橋

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL 029-301-3357 / FAX 029-301-3370

E-mail shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

【事業所における「工賃向上計画」作成に係る留意事項】

- 1 別添「工賃向上計画」策定様式で計画を作成し提出してください。
なお、目標工賃は基本的には「月額」によることとし、その場合には「時給」の記載は不要です。月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所などにおいて、月額による工賃の算出になじまない場合には、「月額」を空欄とし、「時給」の欄に記載してください。
- 2 工賃向上計画の作成に当たっては、国指針の3（3）を参照のうえ、作成してください。
また、添付の「茨城県工賃向上計画（令和3～5年度）」を適宜参照してください。
- 3 目標工賃は、令和4年度の工賃実績をもとに算定してください。
令和5年度以降開設した事業所については、令和4年度の実績額は空欄で結構です。
- 4 工賃向上計画の提出方法は、メール、FAXのいずれでも結構です。